

大分県立看護科学大学第16回看護国際フォーラム

大分県立看護科学大学大学院修士課程におけるNP教育の展望と課題

-「特定行為に係る看護師の研修制度」創設を踏まえて-

Prospects and challenges of NP education in the master's program of the Graduate School of Oita University of Nursing and Health Sciences: At the establishment of 'The training system for nurses on the specific medical activities'

村嶋 幸代 Sachiyo Murashima

大分県立看護科学大学 理事長・学長 Oita University of Nursing and Health Sciences, President

2016年2月16日投稿

要旨

2015年10月1日から、「特定行為に係る看護師の指定研修制度」が創設された。大分県立看護科学大学大学院修士課程NPコースは、本研修制度を全面的に取り入れ、学生定員も増やす。一般社団法人日本NP教育大学院協議会の加入校は、大部分がこの制度を取り入れている。一方で、本制度は、当初、我々が望んだ「修士課程におけるNP教育」とは大きく異なっている。今後、真の意味でNPを日本に根付かせるためには、「育成する像」「教育カリキュラム」「試験による質保証」が一致して推進されることが重要である。本学としても、専任教員の確保と院生の増加、実習施設の確保等々が課題であるが、「質の高い修了生を確実に世に出し続ける」ことが最重要と考えて、全学を挙げて前に進みたい。そして、NPが、チーム医療推進のキーパーソンとして、より自律的に幅広い分野で活動できるようになることを目指したい。

キーワード

NP、修士課程教育、特定行為に係る看護師の研修制度、展望

Key words

nurse practitioner, NP Master's program, 'The training system for nurses on specific medical activities', prospects and challenges

1. はじめに

2015年10月1日から、「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設された。大分県立看護科学大学大学院修士課程NPコースは、本研修制度で提示された特定行為を全面的に取り入れ、学生定員も増やす。NP (Nurse Practitioner: 診療看護師)は、一般社団法人NP教育大学院協議会(以下、NP協議会)により、「医師と連携を図りながら患者等のQOL向上に必要とされる医療的行為も自律的に行える看護師」と定義されており、NP協議会の加入校は、大部分がこの制度を取り入れている。

一方で、今回創設された研修制度は、当初、我々が望んだ「修士課程におけるNP教育」とは大きく異なっている。そのような中であって、今後、大分県立看護科学大学がNP協議会と連携しながらどのように進めていくかの展望と課題について述べたい。

2. 「特定行為に係る看護師の研修制度」と大分県立看護科学大学大学院修士課程NP教育

2.1 大学院修士課程NPコースで「特定行為に係る看護師の研修制度」を実施

「特定行為に係る看護師の研修制度」の推進には、一般社団法人NP教育大学院協議会(会長、草間朋子・東京医療保健大学副学長、大分県立看護科学大学名誉学長)のNP教育の実績が大きかった。NP協議会は、「大学院修士課程におけるNP教育」を目指し、55単位の修了要件を満たした大学院をNP教育課程としてコース認定している。また、その修了生にNP協議会が実施する試験を行い、合格者にはNPバッジを交付している。目下、全国の7つの大学院修士課程NP教育課程がコース認定され、試験の合格者は全国で200人に上る。修了生は、病院や訪問看護ステーション、老人保健施設などで実績を上げてきた。

- **特定行為に必要な幅広い学識・技術**
 - 医学的知識を幅広く系統的に学修
 - 臨床推論に必要な分析と統合力(=研究力)
 - 的確な技術・改善力
 - 医学・科学の共通用語で説明する力量
 - 看護に軸足をおく、ゆるぎないポリシーの確立

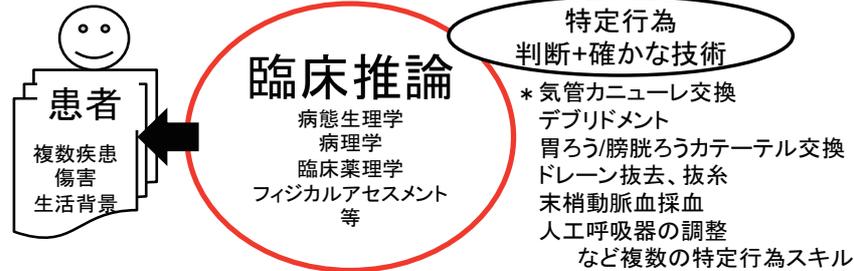


図1. 大学院修士課程で養成する必要性

今回、平成27年10月に創設された研修制度は、従来、NP協議会が目指してきたNP教育に比して、様々な弱点があることは否めない。しかし、修士課程のNP教育を推進してきた立場としては、本制度は看護師が一定の医行為を行うことが法的に保障されることにつながるため、積極的に本制度を修士課程教育の中に取り込むことにした。取り込み方は、従来、修士課程教育として大事にしてきた教育・演習内容や、その枠組みを崩すことなく、38の特定行為全てを修士課程教育で行うものである。実際に、NP協議会でNPコースとして認定されている大学院では、本学を含めて7校中6校が本研修制度の指定を受けた（厚生労働省2015）。その内5校は、指定研修制度の全38行為を2年間の修士課程NPコースに取り入れて実施している。

2.2 修士課程のNP教育の中に新制度を取り込むことを重視する理由

看護師が、医療行為を自律的に行うためには、(1) 特定行為に必要な幅広い学識・技術、(2) 医学的知識の幅広く系統的な学修、(3) 臨床推論に必要な分析と統合力(=研究力)、(4) 的確な技術・改善力、(5) 医学・科学の共通用語で説明する力量、(6) 看護に軸足をおく、ゆるぎないポリシーの確立、が求められる(図1)。即ち、「患者の心身の情報を、検査を含めて自分で取り、現象間の関連性を推理して判断する」能力が求められる。

現象間の関連性を見ることは、因果推論を行うことでもあり、これには研究的思考力、即ち、修士課程の教育が不可欠である。これらの理由により、大分県立看護科学大学では、従来から実施してきた修士課程NP教育課程で「特定行為に係る看護師の研修制度」を実施することを決定した。決定に際しては、本学の理事会・経営審議会でも相談し、修士課程で開設することにご了解をいただいた。

3. 今後に向けて: 特定行為に係る看護師の研修制度とNP教育の展望

3.1 特定行為に係る看護師の研修制度の運用に関して
図2は、「特定行為に係る看護師の研修制度」を大分県立看護科学大学大学院の修士課程NP教育課程で実施することとその効果を示している。この制度のもとになった「医療介護確保法」では、同時に、医療介護確保のための基金が準備された。今後は、その基金を活用して、スキルラボを作り、教員を増やし、学生数を増やすことが必要になる。平成27年度までは、本学のNP教育課程の定員は5名であったが、平成28年度からは、地元枠5名を増やし、定員を10名にすることになった。

厚生労働省では、特定行為ができるための指定研修を受けた人材を、2025年までに2桁万人にしたいということである。今後、育成数を如何に増やすかが課題であるが、修士課程で一度に教育で

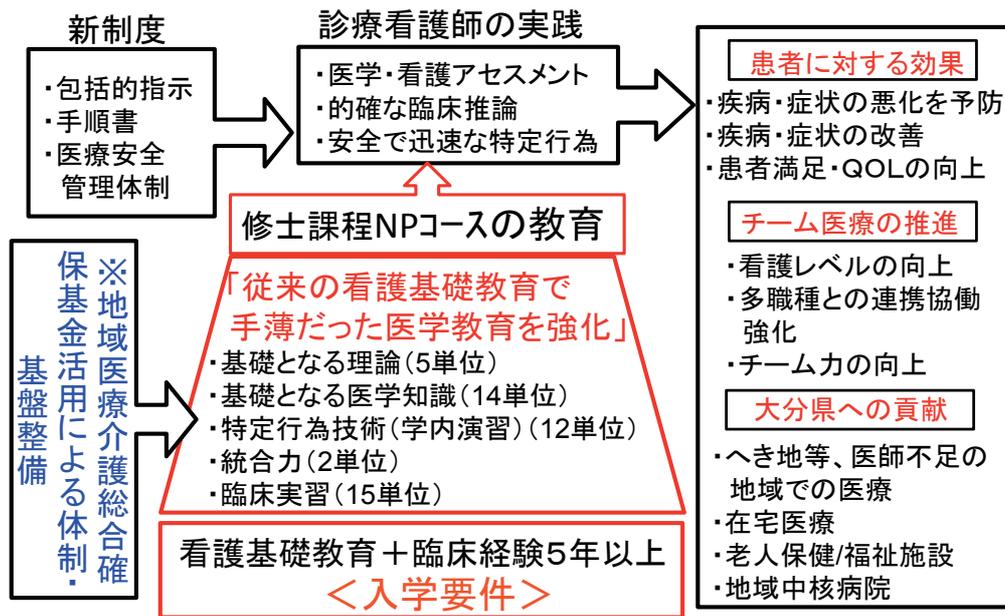


図2. 特定行為を取り入れた修士課程のNPコース (大分県立看護科学大学)

きる数は自ずと限られてくる。このため、何らかの対策が必要である。一方で、特定行為だけができれば良いというものではない。看護のマインド、行動力を持ちながら、確実な医学的知識と臨床推論能力を持つ人材を如何に育成するかについて、十分に検討する必要がある。制度創設時の現在は、先ずは、一人一人を、修士課程で確実に育てたい。その後、その人材が核となり、将来的に次のNPを教育する側にも回り、豊かに再生産できるようにすることを願っている。

本学が位置する大分県は、人口10万対の医師数が、全国平均よりも多い地域と、遥かに少ない地域とが混在している。NPの実力を持った人材が県下隅々にまで行き渡り、その地域の医療福祉水準を向上させることが必要である。今回の制度創設は、その貴重な一歩である。

3.2 将来のNPの育成に向けて

今回の「特定行為に係る看護師の研修制度」は、当初、我々が望んだ「修士課程におけるNP教育」とは大きく異なっている。今後、真の意味でNPを日本に根付かせるためには、「育成する像」「教育カリキュラム」「試験による質保証」が一致して推進されることが重要である。NPが、チーム医療推進のキーパーソンとして、より自律的に幅広い分野で活躍できるようになることを目指したい。

引用文献

厚生労働省(2015). 特定行為を行う指定研修機関. <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html> (平成28年2月13日アクセス)

著者連絡先

〒870-1201
大分市大字廻栖野2944-9
大分県立看護科学大学
村嶋 幸代
murashima@oita-nhs.ac.jp